

地震等緊急時対応の手引き 現場実務対応編

公益社団法人 日本水道協会

「地震等緊急時対応の手引き」改訂版における現場実務対応編は、被災水道事業者及び
応援水道事業者の視点から応急活動の流れを整理したものである。

＜目 次＞

I 被災水道事業者の対応	現 1
1. 地震等災害発生直後の対応	現 1
1) 情報連絡体制	現 1
2) 応援要請の手順	現 2
3) 応援要請（合議機関の設置）	現 2
2. 水道給水対策本部の設置	現 3
1) 合議機関から水道給水対策本部への移行	現 3
2) 水道給水対策本部の役割	現 3
3) 水道給水対策本部の構成	現 3
3. 応急活動の実施	現 4
1) 水道給水対策本部の役割	現 4
2) 応急給水活動	現 4
3) 応急復旧活動	現 4
4) 段階に応じた活動	現 4
5) 災害時の広報	現 4
6) 経過記録	現 4
II 応援水道事業者の対応	現 5
1. 地震等災害発生直後の対応	現 5
1) 情報連絡体制	現 5
2) 応援要請の手順	現 5
3) 応援要請（合議機関の設置）	現 6
2. 水道給水対策本部の設置	現 7
1) 合議機関から水道給水対策本部への移行	現 7
2) 水道給水対策本部の役割	現 7
3) 水道給水対策本部の構成	現 7
3. 応急活動の実施	現 8
1) 応急給水活動	現 8
2) 応急復旧活動	現 8
3) 段階に応じた活動	現 8
4) 災害時の広報	現 8
5) 経過記録	現 8

I. 被災水道事業体の対応

1. 地震等災害発生直後の対応

1) 情報連絡体制

(1) 被害状況を把握（断水状況等調査、断水箇所、被害箇所を把握）

(2) 被害情報の連絡（情報連絡体制の確立）

→ P4～7

日本水道協会の支部組織を拠点とした体制に基づく

①被災水道事業体

- ・給水対策本部を設置し、被害状況を適宜都府県支部長等へ連絡、都府県支部長等は県内水道事業体、地方支部長へ連絡（連絡体制は発災当初～本部の解散まで）

→ P.4～7

②被災地方支部長、被災都府県支部長等

- ・上記①と同様の対策本部を設置する体制作りをしておく必要あり

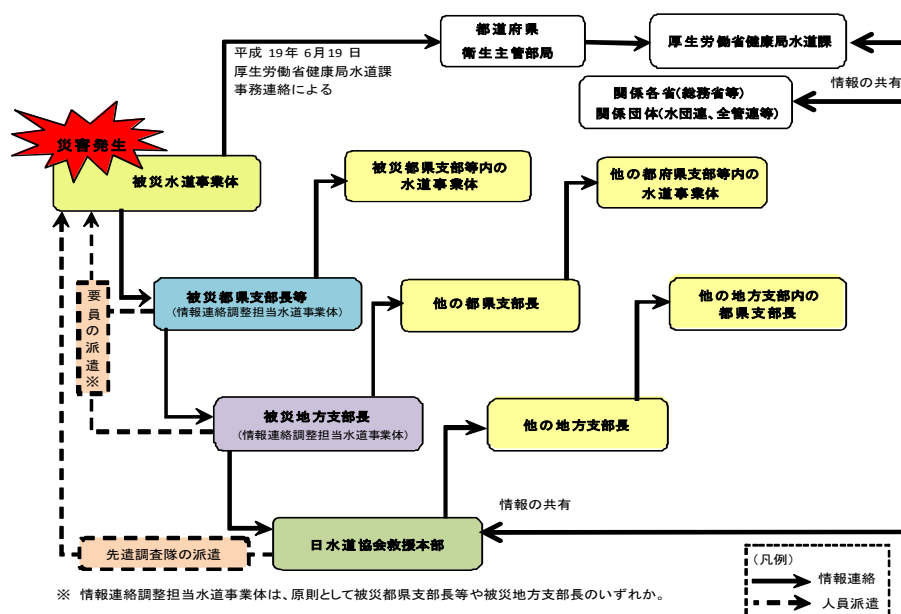
→ P.4～7

※被災都府県支部長等：被災水道事業体から得た被害情報、応援要請の有無を被災地方支部長及び都府県支部・地区内の水道事業体に連絡。被災規模等により情報連絡調整担当水道事業体の役割を担う。小規模水道事業体が被災した場合には被害状況を把握し、応援要請の要否を確認。

→ P.8～12

※被災地方支部長：被災都府県支部長等から得た被害情報、応援要請の有無を日本水道協会救援本部及び地方支部内の都府県支部長等に連絡する。また、応援要請の範囲が複数の都府県支部等にわたる場合には、情報連絡調整担当水道事業体の役割を担当。

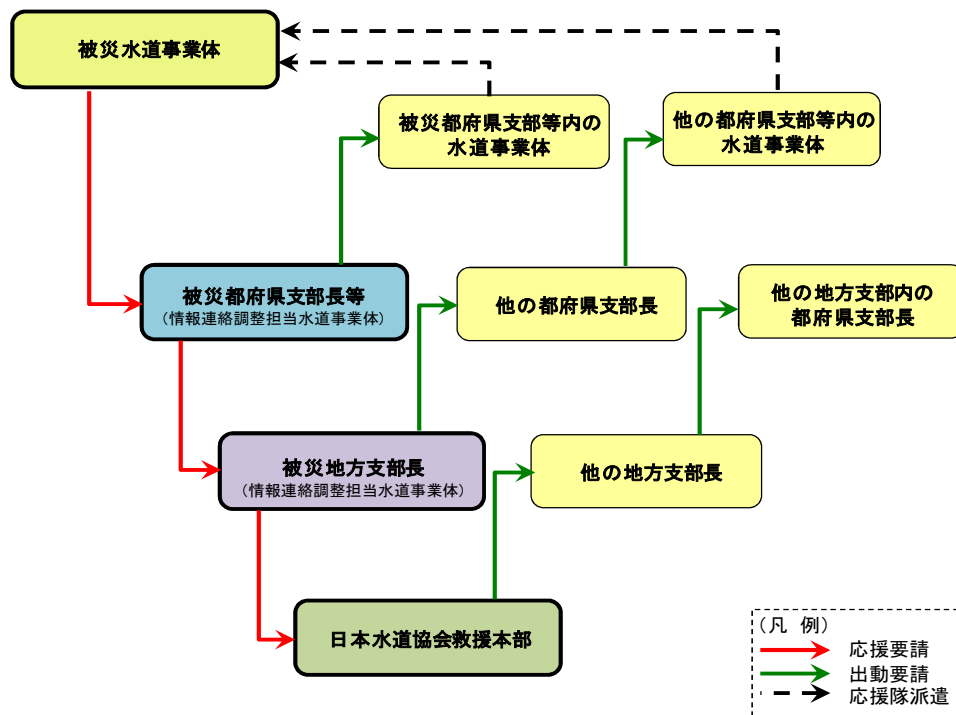
→ P.8～12



情報連絡の流れ

2) 応援要請の手順

- ・応援要請は、「被災水道事業者→被災都府県支部長等→被災地方支部長→日本水道協会救援本部」の流れで行われる。 → P.12～13

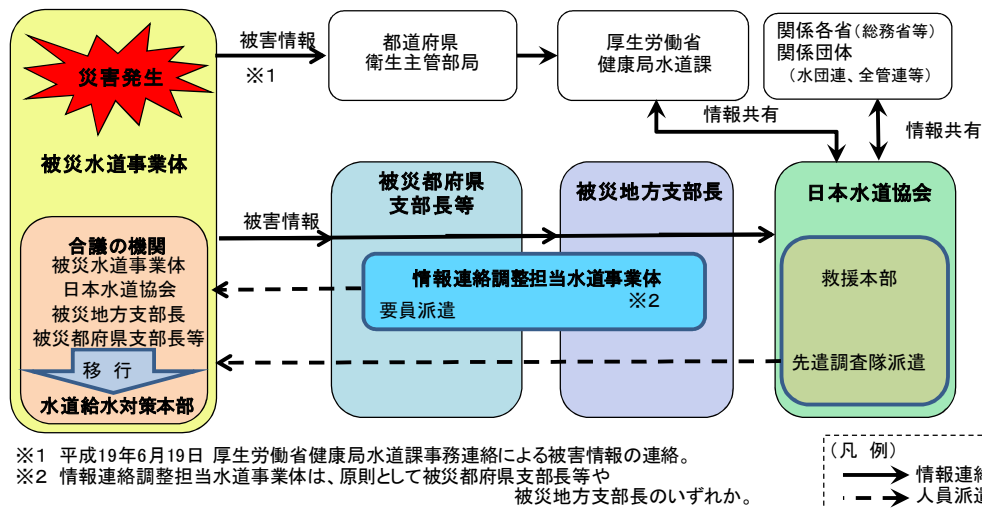


応援要請の流れ

3) 応援要請（合議機関の設置）

- ・合議機関の設置 → P.12

被災水道事業者のみで対応が困難な場合、被災水道事業者及び被災水道事業体に派遣された関係者（日本水道協会先遣調査隊、被災地方支部長や被災都府県支部長等）は必要に応じて合議機関を設置し、応援要請の内容を決定→その後水道給水対策本部へ移行



※1 平成19年6月19日 厚生労働省健康局水道課事務連絡による被害情報の連絡。

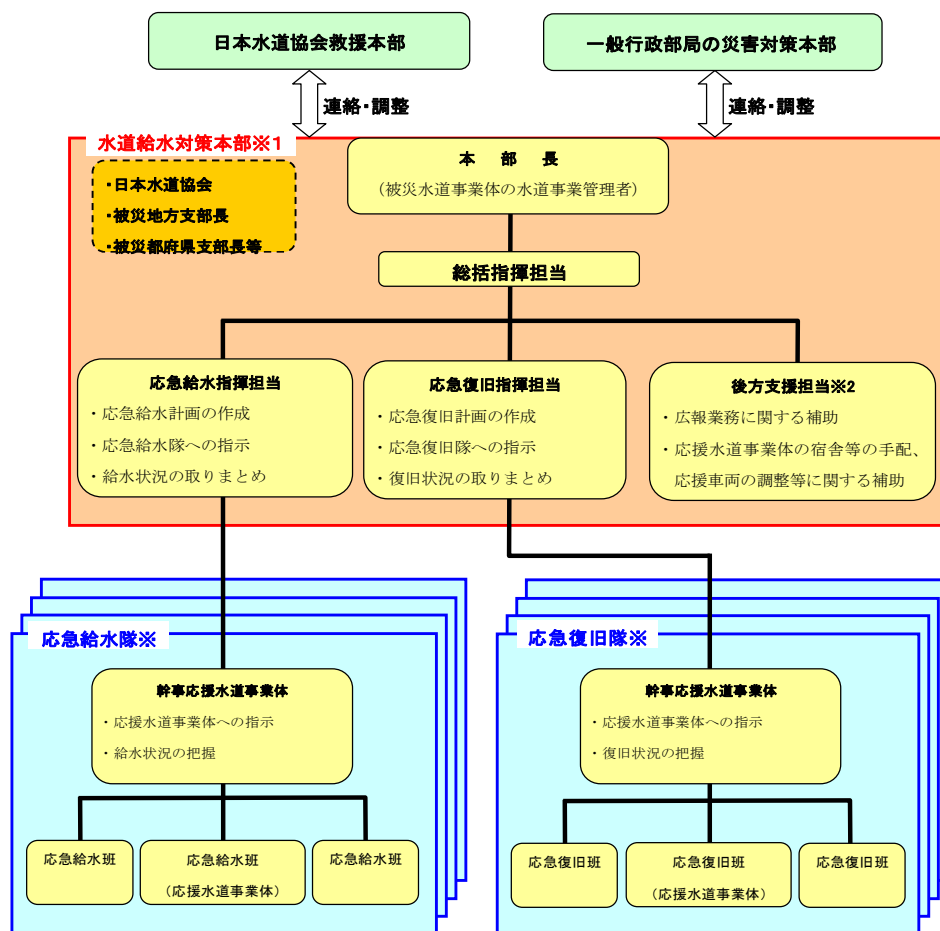
※2 情報連絡調整担当水道事業者は、原則として被災都府県支部長等や被災地方支部長のいずれか。

合議機関設置の流れ

2. 水道給水対策本部の設置

1) 合議機関から水道給水対策本部への移行

上記 1. 3) が水道給水対策本部に移行し、応急活動の核となる。 → P.18～22



※1 水道給水対策本部は、被災水道事業者を中心として日本水道協会、被災地方支部長及び被災都府県支部長等により構成されることも想定される。

※2 後方支援担当は、水道給水対策本部の各担当が実施する応急給水・応急復旧等の応急対策活動を支援するため必要な活動を行う。

※3 応急給水隊・応急復旧隊は、被害の状況や被災水道事業者における事業所の配置等を考慮して設置する。本図は応援水道事業者が応急活動を実施する場合の例である。

図 I - 3: 水道給水対策本部の組織例

2) 水道給水対策本部の役割

- 水道給水対策本部では被災水道事業者、被災都府県支部長等、被災地方支部長、幹事応援水道事業者、日本水道協会により応急給水の実施計画を作成し、応急復旧を実施（作業の指示、情報の集約）

→ P.16～20,64,70

3) 水道給水対策本部の構成

- 被災水道事業者の水道事業管理者を本部長として、被災水道事業者、被災都府県支部長等、被災地方支部長、幹事応援水道事業者、日本水道協会の他、必要に応じて厚生労働省、都道府県衛生主管部局が参画する場合あり

→ P.16～20

3. 応急活動の実施

1) 水道給水対策本部の役割

- ・被害状況の把握、施設復旧の目標、目標達成時期の設定 → P.17,64～67
- ・被害状況に応じた給水方法の確立、応急給水の基地となる水道施設の選定、応急給水拠点の指定、応急給水拠点の給水、応援水道事業体への作業指示
- ・給水能力に応じた応急復旧地域の指定、復旧作業の分担、復旧方法、工法の指定、復旧優先路線や地区の指定、漏水調査会社との連携、復旧資機材等の調達

2) 応急給水活動

- ・給水車で給水、仮設水槽への運搬給水、簡易容器による運搬給水、被災水道事業体への作業報告、水道事業体以外からの応援 → P.42～46,66～68

3) 応急復旧活動

- ・担当区域や担当作業等の分担、応急復旧作業、作業報告 → P.47～49,72～76

4) 段階に応じた活動

→ P.62～63

- ・徐々に明らかになる被害状況等に応じて、想定外の活動を余儀なくされる可能性を考慮
- ・生活用水需要の動向等に配慮した応急給水活動の実施
- ・応援水道事業体の変更や派遣職員の交代等によって活動の効率性が低下しないよう、生活用水需要の動向等に配慮した応急給水活動や応急復旧活動を実施

5) 災害時の広報

→ P.77～83

- ・災害発生時の広報活動（広域レベル、地域レベル、情報共有）、災害発生時の広聴活動（住民対応等）、報道機関からの取材への対応

6) 経過記録

→ P.84～89

- ・経過記録の目的と留意事項、応急給水や応急復旧班の派遣に係る経過記録、被災水道事業体に係る経過記録、応急給水に係る経過記録、応急復旧に係る経過記録、写真管理の徹底（災害査定）

Ⅱ. 応援水道事業体の対応

1. 地震等災害発生直後の対応

1) 情報連絡体制

(1) 被害状況を把握（断水状況等の情報収集）

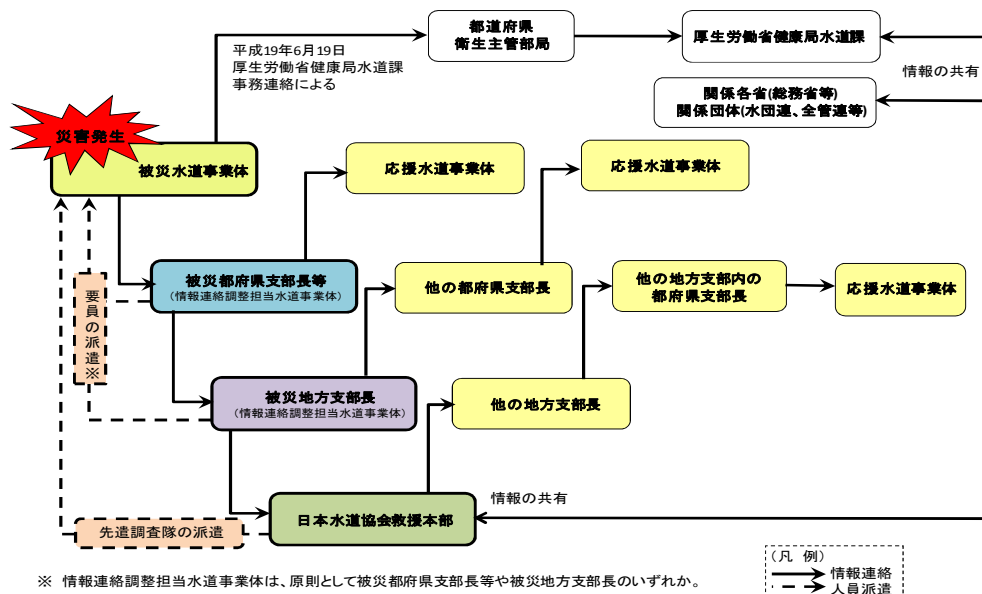
(2) 被害情報の連絡（情報連絡体制の確立）

→ P.4～7

・日本水道協会の支部組織を拠点とした体制に基づく

※災害規模により、被災水道事業体が所属する地方支部長や都府県支部長等が
情報連絡調整担当水道事業体の役割を担う。

→ P.8



応援水道事業体から見た情報連絡の流れ

2) 応援要請の手順

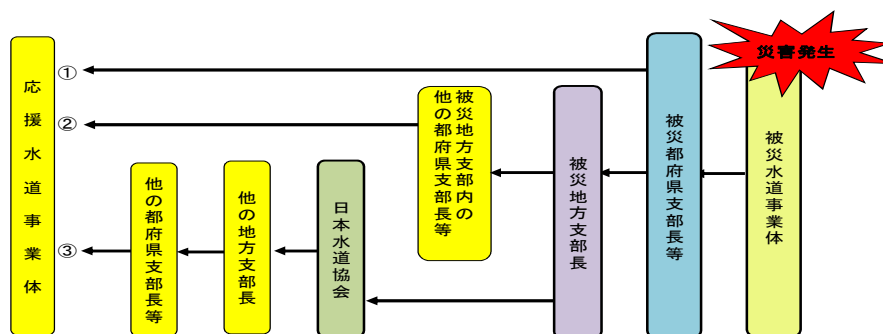
①要請の手順

応援要請は、「被災水道事業体→被災都府県支部長等→被災地方支部長→日本水道協会救援本部」の流れで行われる。

→ P.12～13

※原則として、日本水道協会救援本部及び都府県支部長等からの要請による出動

→ P.12～13



- ※ ①要請範囲が被災都府県支部内の場合（応援水道事業体が被災水道事業体と同一県内）
 ②要請範囲が被災地方支部内の場合（応援水道事業体が被災水道事業体と同一地方支部内）
 ③要請範囲が他の地方支部へ及びする場合（応援水道事業体が被災水道事業体と異なる地方支部内）

応援要請の流れ

②出動準備

- ・派遣人員の決定（工事事業者含む） → P.50～54
- ・必要な資機材の確認 → P.30～33, 54～55
- ・通信機器の確認（衛星携帯電話、業務用無線等） → P.14, 35～36
- ・応急給水車両及び車両装備の確認（容量、ポンプ加圧式かどうか、カーナビ搭載か、緊急車両申請書類等） → P.51, 54～56
- ・地図用意（ガソリンスタンド情報等） → P.55
- ・宿泊先の確保（応援事業体で極力自己完結に努める） → P.55
- ・費用負担の考え方 → P.21～23
- ・労災等保険関係 → P.21～23, 28～29

③出動に際して想定される状況

※遠方からの応援車両の待機場所として中継水道事業体が必要となる場合がある

→ P. 11～12, 14

※応援先に関する情報が十分に得られず、応援先未定で出動する際に当面の目的地として中継水道事業体が必要となる場合がある

→ P.14

※初動期は、複数の被災水道事業体における時点毎の必要給水車台数に対し、臨機応変に配備する必要があることから、水道事業体毎ではなく、給水車毎での応援先割り当てとなる場合がある

→ P.14

※被災水道事業体に到着後、活動の機会が得られず、待機を余儀なくされる場合がある

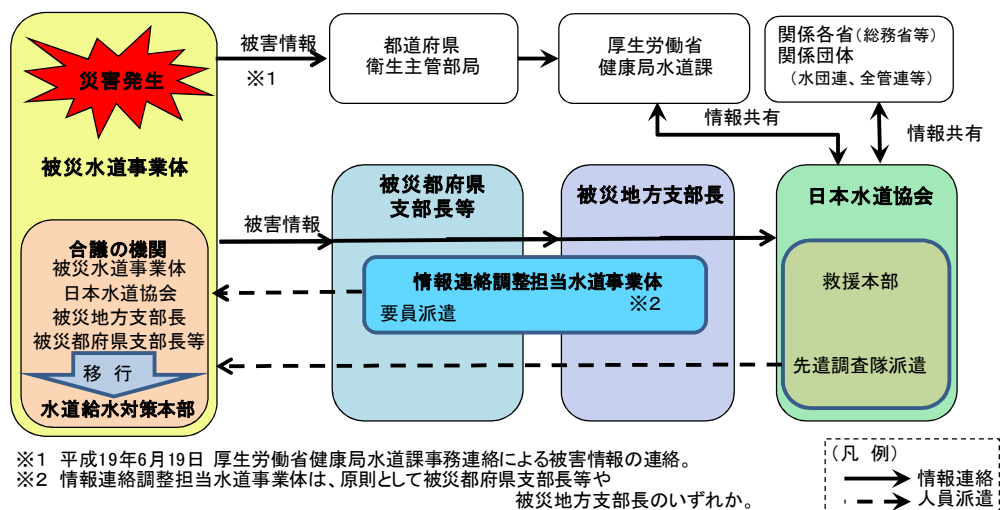
→ P.14

3）応援要請（合議機関の設置）

- ・合議機関の設置

→ P.12

被災水道事業体のみで対応が困難な場合、被災水道事業体及び被災水道事業体に派遣された関係者（日本水道協会先遣調査隊、被災地方支部長や被災都府県支部長等）は必要に応じて合議機関を設置し、応援要請の内容を決定→水道給水対策本部へ移行



合議機関の設置の流れ

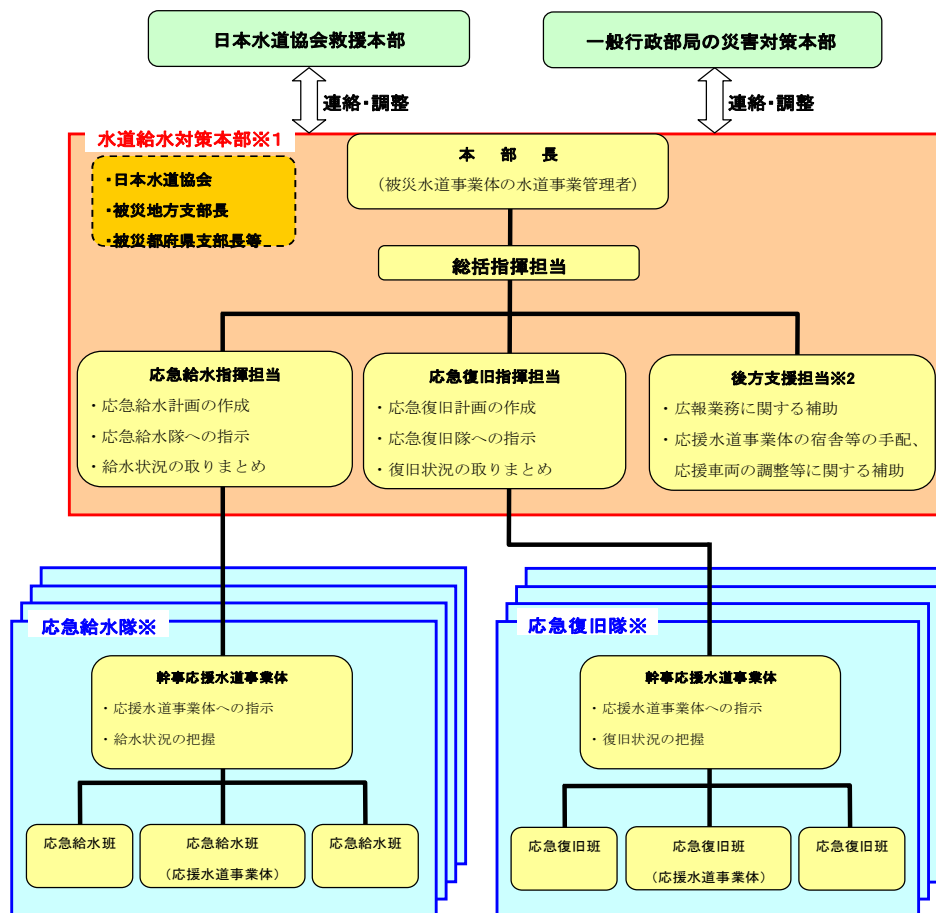
2. 水道給水対策本部の設置

1) 合議機関から水道給水対策本部への移行

上記1. 3) が水道給水対策本部に移行し、応急活動の核となる。 → P.16～20

※応急給水、応急復旧を効率的に行うため幹事応援水道事業体を設置

→ P.19



※1 水道給水対策本部は、被災水道事業体を中心として日本水道協会、被災地方支部長及び被災都府県支部長等により構成されることも想定される。

※2 後方支援担当は、水道給水対策本部の各担当が実施する応急給水・応急復旧等の応急対策活動を支援するため必要な活動を行う。

※3 応急給水隊・応急復旧隊は、被害の状況や被災水道事業体における事業所の配置等を考慮して設置する。本図は応援水道事業体が応急活動を実施する場合の例である。

図 I-3: 水道給水対策本部の組織例

2) 水道給水対策本部の役割

- 水道給水対策本部では被災水道事業体、被災都府県支部長等、被災地方支部長、幹事応援水道事業体、日本水道協会により応急給水の実施計画を作成し、応急復旧を実施（作業の指示、情報の集約）

→ P.16～20, 64, 70

3) 水道給水対策本部の構成

- 被災水道事業体の水道事業管理者を本部長として、被災水道事業体、被災都府県支部長等、被災地方支部長、幹事応援水道事業体、日本水道協会の他、必要に応じて厚生労働省、都道府県衛生主管部局が参画する場合あり

→ P.16～20

3. 応急活動の実施

1) 応急給水活動

- ・給水車で給水、仮設水槽への給水、簡易容器による給水、被災水道事業体への作業報告、水道事業体以外からの応援 → P.18, 42～46, 66～68

※応急給水における留意点

- ・給水基地、給水ルート of 把握、ガソリンスタンドの確認、地図確認 → P.42～46, 55, 64～68
- ・隊員の健康状態把握 → P.28～29, 51, 53
- ・作業時間の記録（特に時間外労働） → P.21, 23
- ・水道給水対策本部、応急給水班との情報連絡 → P.68, 74～75

2) 応急復旧活動

- 担当区域や担当作業等の分担、応急復旧作業、作業報告 → P.18, 47～49, 72～76

※応急復旧における留意点

- ・復旧計画全体の把握 → P.61, 70
- ・担当地区の配管図の確保、現地事前調査 → P.33～35
- ・復旧方法の確認（配水管の修理・通水方法、屋内への通水方法） → P.47～48, 72～75
- ・資機材置き場及びガソリンスタンド位置の確認 → P.48, 55
- ・隊員の健康状態把握 → P.28～29, 51, 53
- ・作業時間の記録（時間外労働等） → P.21, 23
- ・水道給水対策本部、応急復旧班との情報連絡 → P.68, 74～75
- ・工事記録の徹底 → P.74～76, 88

3) 段階に応じた活動

→ P.62～63

- ・徐々に明らかになる被害状況等に応じて、想定外の活動を余儀なくされる可能性を考慮
- ・生活用水需要の動向等に配慮した応急給水活動の実施
- ・応援水道事業体の変更や派遣職員の交代等によって活動の効率性が低下しないよう、生活用水需要の動向等に配慮した応急給水活動や応急復旧活動を実施
- ・応援が長期化したり、物資調達に支障を来す際には、サポートする支援拠点水道事業体を設置する場合がある

4) 災害時の広報

→ P.77～83

- ・災害発生時の広報活動（広域レベル、地域レベル、情報共有）、災害発生時の広聴活動（住民対応等）、報道機関からの取材への対応

5) 経過記録

→ P.84～89

- ・経過記録の目的と留意事項、応急給水や応急復旧班の派遣に係る経過記録、被災水道事業体に係る経過記録、応急給水に係る経過記録、応急復旧に係る経過記録、写真管理の徹底（災害査定）